

基幹相談支援センター設置について

1 基幹相談支援センターの目的

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設である。

2 基幹相談支援センターの業務内容

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止

3 基幹相談支援センターの体制整備

- (1) 設置場所 宇部市障害福祉課内に専用の相談窓口を設置
- (2) 人員配置

保健師	4名（兼務）	常駐
事務	1名（兼務）	
理学療法士	1名（兼務）	
専門相談員	1名（嘱託）	10月～

- ①専門職員（保健師・理学療法士）が常駐し、総合的な相談に対応。
- ②10月からは専門のスーパーバイザー（精神科認定看護師を予定）を配置し相談支援事業者が抱える困難ケースへの対応を支援する体制を整備。
- ③スーパーバイザーの意見を取り入れながら研修を実施し宇部市全体の相談支援従事者のスキルアップを図る。
- ④障害者虐待防止の拠点としての役割を担う（平成24年10月～）

4 基幹相談支援センター開設時期

- ・平成24年7月1日（業務開始は7月2日～）
- ・専門相談員の配置は10月～

5 基幹相談支援センターの周知・啓発

障害福祉サービス事業所等の関係機関や障害者団体等へチラシの配布、地元紙への掲載等。10月から虐待防止センターの併設時に新聞等への広告掲載、パンフレットの作成（別紙のとおり）